

会 議 記 録

会議名 学校法人陽光学園ひまわり学童クラブ補助金に関する調査特別委員会

開催日 令和8年1月14日(水) 開会 午前 9時30分

閉会 午前11時49分

出席者 委 員 委員長 内 海 まさかず
小平 啓 佑 大 浦 兼 政 針 谷 育 造
青 木 一 男 松 本 喜 一 広 瀬 義 明
白 石 幹 男 関 口 孫 一 郎
副 議 長 大 谷 好 一
傍 聴 者 小 太 刀 孝 之 福 田 裕 司
欠席者 委 員 天 谷 浩 明 氏 家 晃

地方自治法第100条第1項の規定により出頭及び証言を求めた者
有限会社神崎電機商会代表取締役 柳 田 昌 広

事務局職員 事務局 長 森 下 義 浩 課 長 野 中 繭 実 子
係 長 小 林 康 訓 主 任 齊 藤 千 明

学校法人陽光学園ひまわり学童クラブ補助金に関する調査特別委員会議事日程

令和8年1月14日 午前9時30分開議 全員協議会室

日程第1 証人尋問

日程第2 その他

◎開会及び開議の宣告

○委員長（内海まさかず君） ただいまの出席委員は9名で、定足数に達しております。

ただいまから学校法人陽光学園ひまわり学童クラブ補助金に関する調査特別委員会を開会いたします。

（午前 9時30分）

◎諸報告

○委員長（内海まさかず君） 議事に入る前に申し上げます。

本委員会は原則公開といたします。ただし、個人情報や名誉に関わる調査等を行う場合においては秘密会とすること、証人が証言しやすい環境づくりが必要な場合などにおいては傍聴を制限する、また傍聴者の退場をお願いすることがありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

また、本件に関わる資料は、100条調査を行うために提出いただき、本市議会でお預かりしているものであります。したがって、資料を外部に出したり、閲覧させたりすることがないように、その取扱いにはご注意ください。特に税務情報や個人情報、企業の技術、ノウハウなどが含まれている資料につきましては、その取扱い及び会議におけるご発言にご留意いただきますようお願いいたします。

◎議事日程の報告

○委員長（内海まさかず君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎証人尋問

○委員長（内海まさかず君） 日程第1、証人尋問を行います。

当委員会に付託されました調査項目は、学校法人陽光学園ひまわり学童クラブ補助金に関する事項であります。

本件について、柳田昌広さんから証言を求めます。

各委員に申し上げます。本日は、限られた時間の中で証人の方に証言を求めるものでありますので、的確なご発言をいただくとともに、重複した質問は行わないようお願いいたします。

なお、先日お配りした資料にもございますが、証人を侮辱し、また困惑させる尋問、誘導尋問、重複する尋問、争点に関係しない尋問、意見の陳述を求める尋問、証人が直接経験しなかった事実について陳述を求める尋問はできませんので、そのような尋問については委員長の権限で中止を求める場合もございます。

それでは、能率的な議事の進行ができますようご協力をお願いいたします。

なお、報道関係者の方に申し上げます。証人が証言しやすい環境づくりのために必要でありますので、カメラ等による撮影については、証人が宣誓を行うまでとし、証言中の撮影は禁止といたしますので、ご協力をお願いいたします。

また、証人の入場時の際の撮影についても、これを禁止いたします。撮影に当たっては、特段のご配慮をお願いいたします。

それでは、柳田昌広さんに入室していただきます。

〔柳田昌広証人入室〕

○委員長（内海まさかず君） 柳田昌広さんにおかれましては、本日お忙しいところ、ご出頭くださいまして、誠にありがとうございます。本委員会の調査のためにご協力のほど、よろしくお願ひいたします。

それでは、証言を求める前に証人に申し上げます。証人の尋問については、地方自治法第100条に規定があり、またこれに基づいて民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。これによって、証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができることになっております。それは、証言が証人または証人の配偶者、4親等以内の血族、3親等以内の姻族、もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者の刑事上の訴追または処罰を招くおそれのある事項に関するとき、またはこれらの者の名誉を害すべき事項に関するとき及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理士、弁護人、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者、もしくはこれらの職にあった者がその職務上知った事実であって黙秘すべきものについて尋問を受けるとき及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき、以上の場合には証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときは、その旨のお申出をお願いいたします。それ以外に証言を拒むことはできません。もしこれらの正当な理由がなくて証言を拒んだときは、6か月以下の拘禁刑または10万円以下の罰金に処せられることになっております。さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっております。この宣誓についても、次の場合はこれを拒むことができることになっております。それは、証人または証人の配偶者、4親等以内の血族、3親等以内の姻族、もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者に著しい利害関係がある事項について尋問を受けるときは宣誓を拒むことができます。それ以外には宣誓を拒むことはできません。なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3か月以上5年以下の拘禁刑に処せられることになっております。以上のことをご承知いただきたいと思ひます。

それでは、法律の定めるところによって、証人に宣誓を求めます。傍聴者、報道関係者を含め、全員ご起立お願いします。

〔全員起立〕

○委員長（内海まさかず君） 宣誓書の朗読をお願いいたします。

○証人（柳田昌広君） 宣誓書。私は、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事も付け加えないことを誓います。令和8年1月14日、柳田昌広。

○委員長（内海まさかず君） ご着席ください。

〔全員着席〕

○委員長（内海まさかず君） それでは、宣誓書に署名、押印をお願いいたします。

〔署名、押印〕

○委員長（内海まさかず君） これから証言を求めることとなりますが、発言の際には、その都度、委員長の許可を得てされるようお願いいたします。

また、委員及び証人におかれましては、発言の際は委員長の指名後、マイクのスイッチを入れて発言をお願いいたします。その際、座ったままで結構です。

委員の皆様申し上げます。本日は事前に証人に通知した事項について、証人より証言を求めるものでございますので、不規則発言等、議事の進行を妨げる言動のないよう、ご協力をお願いいたします。また、委員の発言につきましては、証人の人権に留意されますようお願いいたします。

まず、委員長から所要の事項をお尋ねします。

それでは、お尋ねいたします。あなたは柳田昌広さんですか。

○証人（柳田昌広君） はい、そうです。

○委員長（内海まさかず君） 現在の職業をお述べください。

○証人（柳田昌広君） 電気工事業です。

○委員長（内海まさかず君） それでは尋問に入りますが、私たち委員は真実を明らかにすることを念頭に尋問させていただきます。証人は事実を述べていただくことになっておりますので、先ほども宣誓していただきましたけれども、自らの意見を述べることや、知らないことを証言する必要はありません。知らないことは、知らないとお答えいただいて結構です。また、今回、証言を求められた事項の範囲で証言していただければ結構です。なお、証人は委員に質問や反論することはできませんが、尋問の内容が不明確であった場合、委員長の許可を得て確認することはできますので、その際にはお申し出ください。

各委員から尋問させていただき、その後、必要があれば私からも補足尋問を行います。

柳田証人にあらかじめ通知した証言を求める事項は、自らが関係した学校法人陽光学園ひまわり学童クラブの工事等についてとなっております。

委員の皆様からお願いしたいと思います。

青木委員。

○委員（青木一男君） 柳田昌広さんにおかれましては、大変お疲れさまでございます。

まず初めに、私から質問させていただきます。確認も含めてなのですが、現在の職業、また役職

をお聞きしたいと思います。

○委員長（内海まさかず君） 柳田証人。

○証人（柳田昌広君） 神崎電機商会の代表取締役です。

○委員長（内海まさかず君） 青木委員。

○委員（青木一男君） 電気工事をされているということですが、現在の会社の人員構成をお聞きしたいと思います。

○委員長（内海まさかず君） 柳田証人。

○証人（柳田昌広君） 自分が代表取締役で、作業員がほか2人と事務員2人、常時手伝いに来てくれる方が3人ほど手伝いがいます。

○委員長（内海まさかず君） 青木委員。

○委員（青木一男君） 令和4年度、令和5年度に関しまして、陽光学園ひまわり学童の工事に携わったかと思います。そのときの人員構成、役職等は今と変わらずということによろしいでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 柳田証人。

○証人（柳田昌広君） 変わらずです。

○委員長（内海まさかず君） 青木委員。

○委員（青木一男君） 株式会社ティ・エイチ・エスの佐山さん、ごめんなさい。ティ・エイチ・エスさんのほう、企業さんのほうとの関係をお聞きしたいと思います。

○委員長（内海まさかず君） 柳田証人。

○証人（柳田昌広君） 仕事が回ってきたときだけ行くみたいな、ティ・エイチ・エスさんとは。そうですね、仕事が出たときに、依頼があったら仕事をやらせてもらっているという感じです。

○委員長（内海まさかず君） 青木委員。

○委員（青木一男君） それでは、株式会社ティ・エイチ・エスさんの佐山和章氏との関わりというのをちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（内海まさかず君） 柳田証人。

○証人（柳田昌広君） 佐山さんとうちの弟が同級生ということもあって、小さい頃からの付き合いであります。それで会社の車の半分ぐらいはチャンプオートさんにお任せして見てもらったりしている経緯もあります。

○委員長（内海まさかず君） 青木委員。

○委員（青木一男君） 柳田昌広さんが小さい頃のお付き合いをされているということによろしいですか。

○委員長（内海まさかず君） 柳田証人。

○証人（柳田昌広君） 弟が同級生で仲よかったので、それで小さい頃から顔見知りで、一緒に遊んだりとかというのもあったので。

○委員長（内海まさかず君） ここで、ちょっと委員長のほうから説明を求めたいと思いますが、本日資料を出していただきましたけれども、事前に資料は何度かお願いをしていたのですが、本日もなった理由というものはどういうものなのでしょうか。

柳田証人。

○証人（柳田昌広君） もう終わって、処理してしまった後だったので、段ボールとかに詰めてあって探しているのもあったし、納品書とかだけ頭にあって、下書きとかはもう頭から離れて、探しているうちに出てきたので、今日、取りあえずお持ちしてみたような感じです。

○委員長（内海まさかず君） 神崎電機さんに関しては、以前から何度か資料提出をお願いをしていたのですが、そのときには全くの無回答、無返答だったのですが、そのときのことは覚えていらっしゃるでしょうか、なぜ出せなかったのかというものが。

○証人（柳田昌広君） お電話してファクスとかで入れさせてもらったのですが、あと、最初に通知もらった頃は出張で1週間ほどいないときで、最初の通知送っていただいたときから確認できたのが1週間ぐらい後だったのです。

○委員長（内海まさかず君） 分かりました。

本日お持ちいただきました資料というのは、今お手元にありますか。

今の今出てきたものですから、我々のほうもこれをどう見ていいのかというものがちょっと分からないので、資料を説明していただきたいなと思うのですが、お願いできますでしょうか。

ちょっと待ってください。皆さん資料はございますね。

では、柳田証人、お願いいたします。

○証人（柳田昌広君） 最初に、請求書で出させてもらったやつが、見積書というか概算でいいというので、取りあえずどのぐらいかかるかというのが知りたいというので、見積書を先に出させてもらって……

○委員長（内海まさかず君） すみません、それは請求書。

○証人（柳田昌広君） すみません、この……

○委員長（内海まさかず君） この前に出された資料の話は今されている。

○証人（柳田昌広君） すみません。

○委員長（内海まさかず君） 神崎さんからの見積書ですよ。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） 478万円の……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） では、まず見積書から。

○証人（柳田昌広君） それ出して、工事が終わった後に、自分が明細で請求書を書こうと思っていた下書きが出てきたので、今日お渡ししたやつです。

○委員長（内海まさかず君） 5枚つづりの手書きの。

○証人（柳田昌広君） はい。これ下書きで、それです。明細つけて請求書で起こそうと思っていたのですけれども、佐山さんのほうから金額がこれで合うのなら、その見積書を請求書に直してしまって、その項目で出してしまっていていいと言われたので、そのままちょっと出してしまったわけなのですけれども。

○委員長（内海まさかず君） では、この見積書を請求書に代えて、そのまま出されたと。

○証人（柳田昌広君） そう。だから、項目がちょっと違ってしまっているのですけれども、金額が合っているからいいですって言われてしまったので、それで出してしまったのですよ、当時。

○委員長（内海まさかず君） それは、いつぐらいのときですか。覚えていらっしゃいますか。請求書が……

○証人（柳田昌広君） 請求書を起こすときだったから、この日付頃ですかね。

○委員長（内海まさかず君） 令和4年11月30日。

○証人（柳田昌広君） その近辺だと思うのですけれども。

○委員長（内海まさかず君） ぐらいに。

○証人（柳田昌広君） その前にもう明細つけて書きますって言っていたら、これでいいですって言われてしまったので、ああそうですかで書いてしまったのですけれども。

○委員長（内海まさかず君） その内訳が、今日持ってこられた。

○証人（柳田昌広君） そうです。実際工事やったのは、これで全部です。

○委員長（内海まさかず君） この工事が補助金を使われていたというのはご存じでしたか。

○証人（柳田昌広君） それは全く知りません。

○委員長（内海まさかず君） そうですか。

では、この手書きのはそういうことですよね。この5枚つづりの。

あと2つあるのかな、資料を今日出していただいたのが。

ご説明をお願いします。

○証人（柳田昌広君） 後から出てきたのが、今横書きの請求書のやつが、下の4つが駐車場の街路灯、外灯工事部分の納品書です。

○委員長（内海まさかず君） 納品書。

○証人（柳田昌広君） 納品書というか。

○委員長（内海まさかず君） 請求書。駐車場部分の。

○証人（柳田昌広君） 駐車場の外灯部分の材料です。

○委員長（内海まさかず君） これは藤岡の学童ですよ。

○証人（柳田昌広君） はい、そうです。

○委員長（内海まさかず君） 駐車場にあった。

○証人（柳田昌広君） 出入口のすぐ横にあるのですけれども。

○委員長（内海まさかず君） 看板とかではなくて、駐車場を照らす。

○証人（柳田昌広君） 看板ではなくて、照らすやつ。

○委員長（内海まさかず君） かしこまりました。

そして、令和2年度棚卸しというものが、今日、出されていますが。

○証人（柳田昌広君） これは給湯器のがうちの在庫分だったので、ちょっと何年か前なので、もう納品書がなかった。材料屋さんからの請求書がもう見当たらなかったの、調べていったらこの棚卸しに載っていたから、一応お持ちしてみました。

○委員長（内海まさかず君） ガス給湯器の工事はされていますよね。

○証人（柳田昌広君） しています。

○委員長（内海まさかず君） 一式ということでされていて、それが令和2年度の棚卸しにあるという事は、もう手持ちであったという。

○証人（柳田昌広君） そうです。

○委員長（内海まさかず君） それを令和4年度の。

○証人（柳田昌広君） それでいいというので、それにつけさせてもらった。

○委員長（内海まさかず君） ということですね。

○証人（柳田昌広君） はい。

○委員長（内海まさかず君） かしこまりました。

では、資料のほうはそういった内容の資料になりますので、皆様、ほかにございますでしょうか。

ごめんなさい。ついでに資料のことなのですけれども、今まで資料を出してくださいということをお願いして、出してきていただいたものもあるのですけれども、出されていないものもあるのですけれども、下請に発注した場合、下請の発注書が分かるものとか、ごみ処理を行った場合のマニフェストとか工事日報、それらに類するメモとか、そういうものがないのかなというふうに思っているのですが、どうなったのかなと思っているのですけれども、いかがでしょうか。

○証人（柳田昌広君） 出た廃材については、もう現場で置いていっていいということで、全部置いてきました。

○委員長（内海まさかず君） ごみ処理のほうですね、それは。

工事自体は、全て自分でやられた。

○証人（柳田昌広君） 自社です。

○委員長（内海まさかず君） 日報とか、本当にやりましたよというものを。

○証人（柳田昌広君） 日報というのは、ない、ちょっとつけていないのですけれども、当時の現場出面帳とかは書いたやつから拾い出して、これ当時書いたわけなのですけれども、出面帳とかも全部終わってしまうと処分してしまったりするので、ちょっともう見当たらなかったの。

○委員長（内海まさかず君）　そうですか。一応つけてはいたけれども、ないということ。今現在は
ないということ。

○証人（柳田昌広君）　日報というか、現場出面帳はですね、何日に何やったとかが書いてある手帳
です。

○委員長（内海まさかず君）　そうですか。

　工事前とか工事後の写真とかというものはいかがですか。お持ちではない。

○証人（柳田昌広君）　写真は撮っていません。

○委員長（内海まさかず君）　撮っていませんか。

○証人（柳田昌広君）　はい。

○委員長（内海まさかず君）　分かりました。

　では、皆様お願いいたします。

　白石委員。

○委員（白石幹男君）　今日出てきたメモ書き、見積書を作るための資料だということですが、
これはいつ頃作ったのですか。

○委員長（内海まさかず君）　柳田証人。

○証人（柳田昌広君）　見積書ではなくて、最後の請求書を起こすときに下書きで書いたやつです。

○委員長（内海まさかず君）　白石委員。

○委員（白石幹男君）　では、11月30日に出した請求書のですよね。

○委員長（内海まさかず君）　そういうことになりますね。

○委員（白石幹男君）　11月30日付で請求書を出しているのだけれども、その前の請求書を作るた
めの、実際やった内容をまとめたということでしょうか。

○委員長（内海まさかず君）　柳田証人。

○証人（柳田昌広君）　はい、そうです。

○委員長（内海まさかず君）　大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君）　本日出していただきました最終ページ、諸経費等を入れると合計金額
484万7,370円ということでメモがございます。ただし、市に提出された請求書を見ますと478万円、
この一番下に見積書は478万円だよということになっておりますが、実質、請求書を見ますと478万
2,800円ということで市のほうに見積りは請求されています。請求というか、提出されています。
この478万円に、どうしてそのまま484万円ではなくて、478万円に請求をされたのでしょうか。

○委員長（内海まさかず君）　柳田証人。

○証人（柳田昌広君）　佐山さんのほうからこの見積書の金額でいいかなって言われたので、値引き
の許容範囲ぐらいかなと思ったので、いいですということでした。

○委員長（内海まさかず君）　大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） そちら辺は、ご自分の判断というのは分かるのですが、請求書のほうを、市に提出されたものを見ますと、478万3,045円のを3,045円を調整値引きとなって478万円と報告を受けています。市に提出された資料でなののですが、ここはそうするとちょっと話が少し整合性が取れない部分があると感じてはいるのですが、478万円にしてくれというのは佐山氏だったのですね。

○委員長（内海まさかず君） 柳田証人。

○証人（柳田昌広君） 佐山さんのほうから見積書の値段でおっつくかなという感じで言われました。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） そうしますと、これのとおりで作ってくださいと言われたわけですよね。まずは、それで。そうすると、値引き額が3,000円ではなくて、ごめんなさい、計算機今ないので、478万円との差額が値引き調整額になると思うのですが、そこはもともとの見積書との乖離は何かを聞きたいのですが。

ごめんなさい、事務局、よろしいですか。見積書は、この赤いインデックスの、もしかするとそれ見ないと分からないのかなと、今、ごめんなさい、思いました。赤いインデックス、4の3の真ん中辺に過去に見積書がございます。令和4年5月25日と日付はなっています。同じもの見ているかな。よろしいですか。一番下に478万2,800円と書いてありますよね。いいですね。さらに、1の2の請求書、11月30日付です。1の2の後ろのほう、1の3の手前ぐらいです。ありましたか。そちらのほうも見ていただくと分かるように、478万円に対する見積書は478万3,045円、今回、請求書が11月30日に478万円で作られております。ただ、先ほど柳田さんのほうからご説明を受けたのは、この手書きの請求書をこのままでいいからこれで作ってくれ、そして金額は478万円にしてくれということであれば、この請求書ではなく、もっと値引き額が大きいものでないと話が合わないのですが、そこの説明をよろしいでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 柳田証人。

○証人（柳田昌広君） こっちの手書きのは、まだ明細つきの請求を作る前のやつで、実際には起こしていないやつです。

○副委員長（大浦兼政君） これを基に作ってくれという話でしたよね。

○委員長（内海まさかず君） 見積りを基に作ってくれ、請求書を。

○副委員長（大浦兼政君） これ手書きでいいから、これで請求書を作ってくれって今言いませんでした。

○証人（柳田昌広君） 違います。

○副委員長（大浦兼政君） ああ、そう。

○委員長（内海まさかず君） では、そこの説明をちょっともう一度お願いできますでしょうか。

○証人（柳田昌広君） 明細つきの請求書を起こすので、下書きをこれ作ったわけです。それで、佐

山さんのほうから、もう明細つきはいいから、前に出した金額が合うのだったら、それ請求書に書き直してくれてしまえばいいですということで、こっちの請求書をこれで、こんな項目で起こしていません。

○副委員長（大浦兼政君） なるほど。実質はこれであったけれども、見積書のやつを請求書として使ったということなのですね。

○証人（柳田昌広君） そうです。

○副委員長（大浦兼政君） 分かりました。

○委員長（内海まさかず君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 見積書、4の3の資料で、見積書で5月25日に見積りをしているのですよね。

○証人（柳田昌広君） はい。

○委員（白石幹男君） この資料というか、下書きみたいな、そういうものはないのですか。

○委員長（内海まさかず君） 柳田証人。

○証人（柳田昌広君） 当時の見積書の下書きは残っていません。

○委員長（内海まさかず君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 一度、5月25日には、見積書を出しているということは事実ですよね。

○委員長（内海まさかず君） 柳田証人。

○証人（柳田昌広君） はい、そうです。

○委員長（内海まさかず君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） それで、前に提出されたやつですけれども、これは神崎電機さんが仕入れたやつの請求内訳表というのが来ていますよね。これは3月31日付ですね、請求。そこにひまわり学童分とかというのが入っているのです。では、こちら辺、最初に出してくれた資料と見積りの内容、これは何か品番とかそういうのが合っていないような気はするのですけれども。

○委員長（内海まさかず君） 柳田証人。

○証人（柳田昌広君） 取りあえず最初は見積りというか、おおよそトータルでどのぐらいかかるか知りたいというので、概算でいいというので、取りあえず作ったやつで、そうしたら現場始まってから打合せしながら工事やっていくに当たって、最終的にそれとほぼ同額近くまででおっつけられたので、そのままいいというので、請求書に書いてしまったわけです。

○委員長（内海まさかず君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） では、実際つけたものの品番とか物と、この請求の中身は違うということですか。

○委員長（内海まさかず君） 柳田証人。

○証人（柳田昌広君） 型番とかはほぼ、仕入れた器具とかの型番とかは合っていると思います。

○委員長（内海まさかず君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） この仕入れたやつと請求書を比較すると、何か足りないというか、こっちのほう、請求書、請求書というか仕入れたものの数と、請求しているものの数が合わないような気がするのですけれども。

○委員長（内海まさかず君） 柳田証人。

○証人（柳田昌広君） 比べてみてもらうと分かると思うのですが、項目が増えてしまったやつがいっぱいあって、やっていないやつとかも載ってしまっているのが、実際書いた請求書です。実際のやつとちょっと内容が狂ってしまっている部分があるのですけれども、トータルでおつついたので、そのままの項目でいいですって言われてしまって書いてしまったわけなのですけれども。

○委員長（内海まさかず君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 実際に、では工事はいつ行ったのでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 柳田証人。

○証人（柳田昌広君） 1月から4月ぐらいと、1月末から1、2、3、4ぐらいだったかな。それとあと、最後に和室だったかな、和室かなんかは最後に残っていたので、そこを9月、10月、その辺にたしかやった記憶があります。

○委員長（内海まさかず君） それは、令和4年1月ということでよろしいですか。藤岡の工事になるのですけれども。

○証人（柳田昌広君） 藤岡です。

○委員長（内海まさかず君） 藤岡校ですね。

○証人（柳田昌広君） はい。

○委員長（内海まさかず君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 令和4年1月頃から4月、またちょっと間を置いて残った部分をやったりしてということですね。

○証人（柳田昌広君） はい。

○委員（白石幹男君） では、実際工事をやって、もう取り付けているわけですよ、部品というか電気製品とか。ちゃんとした請求書とは、請求書がまた違うということなののでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 柳田証人。

○証人（柳田昌広君） 実際に出したのと今日お渡しした実際やったやつと、内容がちょっと違ってしまっている部分もあります。

○委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 柳田証人におかれましては、本日大変ご苦労さまでございます。

何点か確認をさせていただきたいと思うのですけれども、先ほど工事は1月から4月にかけて行っていらっしゃるというお話でございましたが、まず部品の仕入れがほぼ3月に行われていらっしゃると思います。見積書ができたのが5月25日ということなのですが、本来、見積書を作って施主さん

に見せて確認をいただいた後、それから材料等の仕入れを行うのではないのかなというふうに素人が考えると思うわけなのですが、見積書提出よりも二月ほど早く材料を仕入れたという理由をお聞かせください。

○委員長（内海まさかず君） 柳田証人。

○証人（柳田昌広君） こっちの見積書がちょっと覚えがないのですけれども、この日付はちょっと覚えがないです。

○委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） それでは、神崎電機商会さんでは、見積りを作るよりも先に材料発注をするというのが通常行われていらっしまったのですか。

○委員長（内海まさかず君） 柳田証人。

○証人（柳田昌広君） 通常そんなことはありません。

○委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） では、通常行われなかったはずが、なぜ藤岡校については行われていたのか、その理由についてお知らせください。

○委員長（内海まさかず君） 柳田証人。

○証人（柳田昌広君） 見積書の日付を間違えたかなんかとしかちょっと分からないです、その部分が。

○委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） この見積書等は、公的な補助金使用に当たって使われるということで、日数、日にち的にもそんなに変わりがない。ほかの業者さんと比較いたしても、逆に早いぐらいでございまして、それより前に見積りが提出をされるということはなかなか考えづらい部分もあるのですが、これ実はひまわり学童さん、同時期に板倉のほうでも工事を行っていらっしまっていて、そちらと混同してしまったということではございませんか。

○委員長（内海まさかず君） 柳田証人。

○証人（柳田昌広君） うちの板倉とかはやらせてもらっていないので、分かりません。

○委員長（内海まさかず君） すみません。5月25日に見積りを出されているのですけれども、それは覚えがないということよろしいのですか。

○証人（柳田昌広君） 実際、見積書は、そのときは弟、担当者が書いていたので、ちょっとそこは把握していません。

○委員長（内海まさかず君） 柳田昌広さん、代表取締役と弟さんは密に連絡は取られています。

○証人（柳田昌広君） 一緒にやっています。

○委員長（内海まさかず君） 状況というものは把握はされている、柳田昌広さん自身は。

○証人（柳田昌広君） はい。

○委員長（内海まさかず君） 工事をやられたというのは、昌広さんでよろしいのですか。

○証人（柳田昌広君） 電気工事部分が自分で、設備部分とかが弟とかです。

○委員長（内海まさかず君） かしこまりました。

青木委員。

○委員（青木一男君） 関連になります。ちょっと確認なのですが、先ほど工事をやられたのが令和4年の1月末から4月ぐらいということでよろしいですね。先ほどの。

○証人（柳田昌広君） だったと思います。

○委員（青木一男君） であれば、先ほど材料の仕入れも見積書の前に仕入れたという部分と、あともう一つ、見積書が令和4年5月25日に出ているのです。そちらに資料あるかと思います。令和4年5月25日。その前に工事をされたということになりますよね、今のお話ですと。

○委員長（内海まさかず君） 柳田証人。

○証人（柳田昌広君） この日付でいくとそうなってしまいますけれども、その前にも出しているのではないかと思うのですけれども。

○委員長（内海まさかず君） 青木委員。

○委員（青木一男君） 私どもの資料には、令和4年5月25日しか出ていないです。通常、普通見積書を出してからの工事ですね。

○証人（柳田昌広君） そうですね。

○委員（青木一男君） それも先ほどの内容で、見積書の前に仕入れたということだったのですが、そういうことはあり得るのですか。

○委員長（内海まさかず君） 重複する質問になりますけれども、それはなかったという、普通はないと。

○証人（柳田昌広君） 通常はないです。

○委員長（内海まさかず君） この5月25日の見積書というものは、昌広代表ではなくて、弟さんが出されたということでよろしいのですか。

○証人（柳田昌広君） 書いたのはそうです。

○委員長（内海まさかず君） かしこまりました。

○証人（柳田昌広君） 電気工事部分とかは自分が金額とか出して、言って、一緒に入れて書いてもらったみたいな感じです。

○委員長（内海まさかず君） それは5月ではなくて、実際だから1月の前に見積りを。

○証人（柳田昌広君） 前に話したと思います。

○委員長（内海まさかず君） 話したということですよ。

白石委員。

○委員（白石幹男君） では、工事をやったわけですから、工事はどういう内容で工事をやってくれ

というお話はあったと、1月前に。

○委員長（内海まさかず君） 柳田証人。

○証人（柳田昌広君） 多分年明けてというか1月中、実際始まったのは多分下旬だったと思うのですけれども、1回話をいただいて、現場にそのときに行って、こういうところをこうやりたいのだということで、その後、もうすぐ始めさせてもらった感じです。

○委員長（内海まさかず君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） では、そのときの見積書は実際あって、あるのだけれども、我々の百条委員会には佐山氏のほうからは出てきていないということでよろしいのでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 佐山氏の行動は分からないと思いますので、出てきていないのです。我々が持っているのは5月25日、それ以前に柳田証人は佐山氏に対して見積りは出されていたということよろしいでしょうか。

○証人（柳田昌広君） 通常だと工事始まる前に出すものですので。

○委員長（内海まさかず君） ですよね。出した覚えはありますか、1月以前に。

○証人（柳田昌広君） ちょっと記憶にないです。

○委員長（内海まさかず君） 一応でも弟さんと一緒に電気工事は自分のところで幾らだという話はされたのですね。

○証人（柳田昌広君） 話はした記憶あります。

○委員長（内海まさかず君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） では、その見積書を作っているはずだということで、それは探せば出てくるということですか。

○委員長（内海まさかず君） 柳田証人。

○証人（柳田昌広君） ちょっと探してみないと分からないですけれども。

○委員長（内海まさかず君） ありましたらぜひ出していただければと思います。

○証人（柳田昌広君） 分かりました。では、探してみます。

○委員長（内海まさかず君） お願いいたします。

白石委員。

○委員（白石幹男君） それと、これ業者さんから出てきた請求内訳明細表、令和4年の3月31日、この間出してもらった資料ですけれども、そこで1ページの一番右側のどこに納めたかみたいな、納めるものかみたいなやつが書いてあるわけですけれども、手書きで沙羅英慕2F、その下にひまわりでちょんちょん、ちょんちょんって書いてあって、その下に沙羅英慕、仮伝みたいのが、表現があるのですけれども、実際、本来なら沙羅英慕に納めたやつをひまわりに回したということなのですか。これはどういうことなのでしょう。

○委員長（内海まさかず君） 柳田証人。

- 証人（柳田昌広君） これは材料屋に発注したときに、ちょうど同じタイミングだったので、問屋、材料屋さんには沙羅英慕分とひまわり分というので出したのですけれども、問屋さんが一括して沙羅英慕さんで納めてしまって書かれてしまっただけです。
- 委員長（内海まさかず君） 白石委員。
- 委員（白石幹男君） では、2ページ目も同じですか。2ページ目の2段目というか、やっぱりこれも何か沙羅英慕みたく見えるのだけれども、ひまわりって書き直してあるのだけれども。
- 委員長（内海まさかず君） 柳田証人。
- 証人（柳田昌広君） それもこの前のページのやつと同じ照明器具の部品なので、同じです。照明器具も器具と中身と別なので、その後から、器具自体の本体が後から来たというだけです。
- 委員長（内海まさかず君） 白石委員。
- 委員（白石幹男君） 納品というか、発注した側が勝手に沙羅英慕って書いたということ。
- 証人（柳田昌広君） そうです。
- 委員長（内海まさかず君） この時期に柳田証人が工事をされていたというのは、沙羅英慕とひまわり学童。
- 証人（柳田昌広君） 沙羅英慕……
- 委員長（内海まさかず君） はい、どうぞ。
- 証人（柳田昌広君） そこも佐山さんがやっているケーキ屋さんなのですからけれども、ケーキさんのほうは自分全然やっていないのですけれども、その2階をクロス屋さんが、内装屋さんが張り替えるのに器具を外してくれって言われて、違う電気屋さんが下に入っていたのですけれども、別だからというので、佐山さんにクロス屋さんが神崎さんに器具外してもらってしまうよということでクロス屋さんから依頼を受けて外しに行って、外したら、外したのでは新しくしてしまってくれって佐山さんに言われて、それでそれだけやったような感じです。
- 委員長（内海まさかず君） 沙羅英慕に関しての工事ということですね。
- 証人（柳田昌広君） そうです。
- 委員長（内海まさかず君） 松本委員。
- 委員（松本喜一君） 私も建築業やっているんで、先ほど弟さんと見積り2人で出したって言いましたよね。そうすると、社長が電気工事のほうの見積りを出した下書きと、弟さんが出したやつをドッキングさせるのでしょうから、そういう書類も一切ないのですか。
- 委員長（内海まさかず君） 柳田証人。
- 証人（柳田昌広君） 一緒に書いてくれと弟に……
- 委員（松本喜一君） だから、その下書きがあるでしょう。
- 証人（柳田昌広君） だから、それはもう何年も前なので、残っているかどうかちょっと分からない。

- 委員（松本喜一君） 私どもの会社は、年度別に現場ごとに1年間の現場が全部入っているのです。それは、見積書、請求書、全部そこにファイルして、それで最終的には税理士が、この現場でどれだけの利益が上がったかも全部調べられるのです。これでは利益率が少ないからもっと上げろとか、そういう指導は、下げろって言われたことはないですけども、そういうのを調べるためには、あると思うのです。
- 委員長（内海まさかず君） 松本委員、簡潔に質問していただければ。
- 委員（松本喜一君） そういうのは、書類作っていないのですか、現場ごとに。
- 委員長（内海まさかず君） 柳田証人。
- 証人（柳田昌広君） 現場ごとでファイルしてあったりするのはあるけれども、そのメモとかは処分してしまっている……
- 委員（松本喜一君） では、一応全部現場ごとに出ているということですよ。あるということですよ。
- 証人（柳田昌広君） おおよそのやつは出ていますけれども。
- 委員（松本喜一君） では、それは見せてくれるということですよ。駄目なんでしょうか。
- 証人（柳田昌広君） 今回のひまわり学童さんののは、今残っていた書類はこれだけだったので。
- 委員（松本喜一君） それ以外にはないということですか。
- 証人（柳田昌広君） 特に図面とかもなかったですし、取りあえず現場打合せで、お渡しした、自分が現場で拾ったやつとかでやっていたので、図面とかがまず一切なかったの。
- 委員（松本喜一君） では、現場で相当の、図面がないということは、相当現場で打合せしましたね、では。打合せしないと工事入れないですから、図面もないのでは。
- 証人（柳田昌広君） 最初に打合せして、これとこれをやってくださいということで、それで自分が手書きで書いたやつとかにのっかって、あとと言われて、この工事をやってくださいって言われたやつをそれでやっただけです。
- 委員長（内海まさかず君） 松本委員。
- 委員（松本喜一君） 工事発注受けたときに、再度見積り出してくださいというのは言われなかったのでしょうか。
- 委員長（内海まさかず君） 柳田証人。
- 証人（柳田昌広君） 言われなかったです。
- 委員（松本喜一君） 相当信用があるのですね。
- 証人（柳田昌広君） 昔からの付き合いだったので、何か常に頼まれて、これやってください、はいよという感じだったのが多いので。
- 委員（松本喜一君） なるほどね。
- 委員長（内海まさかず君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） すみません。1月に工事始まりましたよね。見積りは4月25日ですか。

○委員長（内海まさかず君） 5月25日。

○委員（松本喜一君） それ日にちが分からないって言いましたけれども、工事やるのに何ぼ知り合
いでも心配なかったのですか、そのとき、工事入るときに。

○証人（柳田昌広君） 分からないですけれども。

○委員（松本喜一君） 分からない。

○委員長（内海まさかず君） 打合せはされたということなので。

松本委員。

○委員（松本喜一君） 工事やれば、全部請求出せばもらえると思っていたのですね、請求額に。

○委員長（内海まさかず君） そういう意味か。

柳田証人。

○証人（柳田昌広君） 常に依頼を受けたときは、これやってくれ、はいよでやってしまっていて、
それでやった分を請求出しているだけだったので。

○委員長（内海まさかず君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） 今までそういう経過であるからこそ、再度見積りも出さずに、そのまま仕事
をやれば請求出せば入金があると思ってやっていたということですね。

○委員長（内海まさかず君） 柳田証人。

○証人（柳田昌広君） 昔からのあれで。

○委員長（内海まさかず君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） 先ほど、現場ごとにあるので、ここに出ていないものがあつたら出してもら
いたいのですけれども、どうでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 柳田証人。

○証人（柳田昌広君） あとは、弟のほうと確認取って、もしあれば出させてもらいます。

○委員（松本喜一君） よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） すみません。先ほど、証人のほうが沙羅英慕さんですか、の2階で、そのの
クロス屋さんから器具の取り外しを頼まれたので、沙羅英慕にはそういうふうに関わりがありまし
たというお話でしたが、業者さんを確認しますが、それはタヌマ内装さんでよろしいでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 柳田証人。

○証人（柳田昌広君） はい、そうです。

○委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） ありがとうございます。

先日、タヌマ内装さんにもお話のほうを伺いまして、やはり同じように業者名はおっしゃいませ

んでしたが、そこの工事をしている電気屋さんに外していただいたとおっしゃっておりました。ただ、外していただいた場所というのがひまわり学童なのです。沙羅英慕ではない。これどちらが真実なのでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 柳田証人。

　　というか、柳田証人が外して新しい器具を取り付けた場所というのは、どちらになりますか。

○証人（柳田昌広君） 両方です。

○委員長（内海まさかず君） 両方ですか。

　　広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） それでは、同様にタヌマ内装さんに依頼を受けて、ひまわり学童藤岡校のほうも取り外しは、沙羅英慕さん同様お手伝いをしたということでよろしいのですか。

○委員長（内海まさかず君） 柳田証人。

○証人（柳田昌広君） ひまわり学童に関しては内装屋さんから言われたわけではなくて、佐山さんから依頼を受けたやつの工事の一環のその中の工事なので、タヌマ内装さんから言われたのは沙羅英慕の2階のだけです。

○委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） タヌマ内装さんが、大体3月末から4月中旬にかけて工事のほうが終了しております。そうしますと、なかなか現場で一緒になる機会は少なかったのではないかと考えるのですが、1月から4月にかけて完了されている神崎電機さんと、4月中旬近くまで工事をやっていたタヌマ内装さんとの接点、工事現場で重複する機会というのは多々あったということよろしいですね。

○委員長（内海まさかず君） 柳田証人。

○証人（柳田昌広君） 内装さんが仕上げないと電気や器具だのコンセント、スイッチ、ライトとかはつけられないので、貼り終わったところから順々に仕上げていくので、現場重なることはまああります。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） では、少々お待ちください。

　　まだご質問、皆さんございますでしょうか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） では、開会して1時間を過ぎておりますので、ここでちょっと暫時休憩を取らせていただきます。

（午前10時30分）

○委員長（内海まさかず君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○委員長（内海まさかず君） 委員の皆様、ございますでしょうか。

小平委員。

○委員（小平啓佑君） 先ほどから見ている見積書と手書きで書かれた請求、手前の手書きの書類の対比なのですが、見積りのときはユニットバスと洗濯場の配管工事一式ということで40万円の見積りをしているのですが、こちらのほうですとユニットバスをしなかったということで5万円との金額が書いてあるのですが、その違いのところの説明をお願いいたします。

○委員長（内海まさかず君） 柳田証人。

○証人（柳田昌広君） 工事を進めているに当たって、最初の予定よりどんどん増えていってしまって、かかり過ぎてしまうというので、最初はたしかユニットバスを壊して、そこも子供たちが着替える脱衣場みたいのを広げるという予定だったのですが、それで自分と解体屋さん一緒だったか、はつりとがちよっと始まったら、やっぱりもうやめましょうってなってしまって、そこで中止になってしまったので、モルタルでまた直してしまって、その工事自体、解体とかがまるっきりなくなってしまったような感じです。それで、ほかの部分がいっぱいかかるものが出てきてしまったので、そっちを優先してくれということ。

○委員長（内海まさかず君） 小平委員。

○委員（小平啓佑君） モルタルの工事というのですか、修理をするという、モルタルの修理というのをまた教えてもらっていいですか。

○委員長（内海まさかず君） 柳田証人。

○証人（柳田昌広君） フロアの下がコンクリートだったのですが、それをユニットバスのところまでコンクリートがくっついてしまっていたので、それを壊す予定だったので、はつり始めたのです。それで、それが急遽中止になってしまったので、それをまた平らに、セメントですか、それで直したわけ。また、そこに床張らなくてはならないので。

○委員長（内海まさかず君） 小平委員。

○委員（小平啓佑君） この手書きのほうは、今日見せていただいた資料で、読み込みが追いつかないものですかからお聞きしたいのですが、この見積りを作ったときと比べて、どこが膨らんだというところになるのでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 柳田証人。

○証人（柳田昌広君） まずは、電気工事の、最初はスイッチ類とかをちょっと取り替えるだけの予定だったのが、全部交換してくれとかになったのとか、あと床がすごい真っ黒だったのを掃除もやってくれということで頼まれたのです。それが、最初は、当初は1週間もやればきれいになるかなと思ったら、もう全然落ちないので、それが思ったより何倍も日にちがかかってしまうような感じ

になってしまったので、そういうところ。あとは、漏電とか漏水とかも結構ありまして、その外灯工事とかも完全にもうそれが駄目で、全部電気が落ちこちてしまうような状態が分かったので、そっちとか直すのも入ってきてしまったり、そういうのが余計、最初の予定よりどんどん増えてしまったので、差し支えないユニットバス壊しとかは、ではなくしてしましましょうって急遽なりましたような感じです。

○委員長（内海まさかず君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） 変更がそれだけあったということは、私らが見ている見積りは最初から出したようなのと同じなのですからけれども、普通だと工事終わった時点で変更、差し替え、いろいろあるのですけれども、その書類ってないのでしょいか。

○委員長（内海まさかず君） 柳田証人。

○証人（柳田昌広君） それで、明細で請求書を出すというって、これ下書きで書き起こして、書く予定だったのですけれども、もう金額がほぼ同じぐらいなので、向こうから、いや、項目はこのままでいいですよって言われて、そうですかやってしまったような感じです。

○委員長（内海まさかず君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） 下職と言っは失礼ですけれども、下職の方が、いいですよって言っても、非常に心配にならなかつたのですか。今までの見積書の値段でおっつけばいいというので、心配はなかつたのですか。

○委員長（内海まさかず君） 柳田証人。

○証人（柳田昌広君） 下職というか、佐山さんから受けているわけですからけれども、佐山さんからそう言われて、ちょっと安易だつたかもしれないですけれども、金額があれだから、そのまま細かく直さなくていいですよって言われてしまったので、そう言われたので、そうですかやってしまったような感じです。

○委員長（内海まさかず君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） では、手書きで書いたやつは、実際工事やつた内容があるのですね。

○証人（柳田昌広君） これが実際やつたやつで、これに基づいて、これ請求書を作る予定の下書きだつたので、これで明細つけて全部書くつもりだつたのです。

○委員（松本喜一君） 単価入れてね。

○証人（柳田昌広君） そうです。そうしたら、これでいいですよって言われてしまったので、ああ、そうですかやつてしまいました。

○委員（松本喜一君） できれば単価も入れてもらえば、入っているのかな。分かりました。ありがとうございます。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） 実際市に上がりました請求書、先ほど見ていただいた478万円、細かな

項目も直さなくていいということでした。実際に工事をされたものが、手書きのものが実際に工事をされたもの、そして、ただしそれを紙に見積りを作ろうとしたら、基本的に請求書の分でいいよというふうに指示をいただいて、それにしたということで、という説明でいいわけですね。

○委員長（内海まさかず君） 柳田証人。

○証人（柳田昌広君） 見積書です。最後の請求書を起こすときです。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） ごめんなさい、先ほど小平委員もおっしゃっていたとおり、時間がないのでゆっくり読んでいる暇はないので、ご説明いただきたいのですが、請求書の適用工事概要と、こちらの手書きのものの大きな違いはどの部分があるのかご説明願えますか。

○委員長（内海まさかず君） 柳田証人。

○証人（柳田昌広君） 実際提出されているやつで違うのは、ユニットバスと洗濯場の配管工事あたりと、土間のコンクリート工事、その辺が大きく違ってしまっています。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） 実は、百条委員会が調査を、百条委員会立ち上がる前に担当委員会、民生常任委員会というところが担当になるのですが、事務調査の中で市役所が再度現場の確認に行っておりまして、工事見積り等を踏まえ確認をしに行っています。実際に工事をされたものと市に提出されたものにそこまでの違いがあると、現場において佐山氏はこの見積り、市に提出した請求書、見積書を基にここを工事したというふうに市に説明したということなのですが、そうなってくると、実際工事されたものと市が把握しているものが違うということですね。

○委員長（内海まさかず君） 理解できますでしょうか。柳田証人、今ので分かりました、意味が言わんとしていることが。

○証人（柳田昌広君） 出ている請求書を基に、これでって言っていたのでは内容が違う部分はあると思います。

○副委員長（大浦兼政君） あるとやっぱり思いますでいいのですよね。分かりました。もう一つ確認します。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） こちらの請求書、正式に市に提出されました請求書がダウンライト、電球からLEDパナソニック19台と書いてあるのですが、それ金額がどうのという意味ではなくて、ちょっと聞きたいのは、それは電球1個という、1個のこれは単価が1万8,000円ということでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 柳田証人。

○証人（柳田昌広君） 当初は、これは器具交換だったのかな。実際は、一回ばらして洗浄して、L

EDのランプ交換だけです、ダウンライト部分は。

○副委員長（大浦兼政君） もう一つ。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） 実は、我々も調査、今いろいろな業者さん全て関係者とお話しさせていただきまして、あとは当然我々の独自調査の中でも、実際に現場に工事に入った方等の話をちょっと聞きますと、令和4年4月頃というものが板倉町のメインの幼稚園のほう、そちらのほうの学童工事がメインで行われていて、そこの工事に入っていたという大工さんからも我々は調査を確認しました。実は、そちらのほうの補助金というのは国の補助金を活用しておりまして、大きな金額になるのですが、先ほど板倉のほうはやっていないとおっしゃっていたのですが、実は備品が幾つか板倉のほうにあるという話も佐山氏からあったということなので、もう一度確認なのですが、一切板倉校、近いほうはチャンプオートさんの裏だと思うのですが、あちらのほうには一切関わっていないという先ほどの説明で間違いないのでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 柳田証人。

○証人（柳田昌広君） 工事やっている部分に関しては、工事はやっていないのですけれども、学童をやるための工事ですか。あとは、修理とかちょこっとしたやつとかは、まるっきりではなくて、ちょっと行ったりとかはしています。

○委員長（内海まさかず君） 改修工事は行っていない。

○証人（柳田昌広君） やっていません。その当時から、時期はちょっと分からないですけれども、覚えていませんけれども、何回か伺ったことはあります。

○委員長（内海まさかず君） 修理みたいな形で、壊れているものを直すみたいな。

○証人（柳田昌広君） とか、あとパソコンの設置したときのLANケーブルの接続とかぐらいだけ手伝いに行ったような気がします。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） ごめんなさい、直接これがこの補助金に関係あるかどうかは、どう思いか分かりませんが、我々の調査の中では、実は工事がいろいろとかぶってしまっているのではないのかという情報を基に確認をしていて、今質問させてもらっています。全ての業者さんに対して言うのが、沙羅英慕というものが後になって出てきたりしているものがあったり、板倉校の工事であったり、後から国の補助金をもらっているとか、いろんなものが後から分かってきたもので、やっぱり質問がどうしても変わってってしまう。それなので、関連してそっちと混ざっていないのかなということで今調査もしているところなのですが、板倉町の工事に関してはシンアイという会社から仕事を受けたのか、それとも佐山氏本人からだったのか確認させてください。

○委員長（内海まさかず君） 柳田証人。

○証人（柳田昌広君） 板倉のちょこっとしたやつは、佐山さんから言われた。

○副委員長（大浦兼政君） ご本人からですね。

○証人（柳田昌広君） はい。

○副委員長（大浦兼政君） ありがとうございます。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） では、今回の藤岡の工事に関しての材料一式は、全てご自分の会社に部品が届き、藤岡校に届けたというか、持って行って工事をしたものなので、もしそれがほかのところに移動しているものが、もしつけていないものの部品が残っていて、どこかに移動されていたというのであれば、それは神崎さんではなくて、別の方が移動させたということによろしいわけですね。

○委員長（内海まさかず君） 柳田証人。

○証人（柳田昌広君） 仕入れたやつは、全て藤岡校に納めているので。

○副委員長（大浦兼政君） 分かりました。ありがとうございます、取りあえず。

○委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 先ほど証人のほうから請求書ですか、手書きでお作りになられたものが実際にやられたもので、請求書の内容とはちょっと差異が生じているというようなお話がございました。これは例えばここに載っています、請求書、今手元にあるかと思いますが、摘要欄にありますダウンロード（電球からLEDパナソニック）、メーカー名、そして品番等まで載っていますが、これ私どもの頂いた資料を照らし合わせますと、半分以上が合致しないのです。ということは、今日頂いた手書きの資料でございますね。これにも品番が入っているものがございますので、これを全部照らし合わせれば正確な請求書内容になるということによろしいのでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 柳田証人。

○証人（柳田昌広君） 実際、今日お渡ししたやつが、やったやつのまるっきりこれなので、計算してもらえれば金額はおおよそ合うと思うのですけれども。型番で、これで換気扇とかは実際は交換する予定だったのが変更になって、取り替える予定だったので一回全部外したのですけれども、全部また使用できそうだとということで交換はしていない部分で、こっち見れば分かると思うのですけれども、全部洗浄して、また再取付けです。

○委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 請求書のほうに今おっしゃった換気扇ですか、換気扇が17台、これ金額で45万円が計上されております。今、洗浄して取り付けた、その工賃が1台当たり2万6,500円ということとは多分ないと思います。これ総額、実際に行った工事と見積書の内容と金額を合わせるために、適用金額を記載されているということによろしいのでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 柳田証人。

○証人（柳田昌広君） 最初は交換する予定だったのが、こっちの提出されているやつの金額です。

今日お渡ししたやつは、本体とかは入っていないので。

○委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） そうですね。すみません。いただいた仕入れの内訳と実際の請求書を品番と実売価格まで全部調査いたしまして、手元で一覧を見ながらちょっとお話をお伺いしていたのですが、そうしますとこの請求書、11月30日の日付の請求書の内容は全く意味がないということになってしまうのですけれども、先ほどおっしゃった天井の換気扇も40万円を超えるものが、買ったものの値段が入っていらっしゃる。そうすると、ほかのやつも、たしか先ほどダウンライトのほうも分解、洗浄して取り付けたということをおっしゃっておいりました。

しかしながら、19台で34万円の金額でございますが、ではこれも実際の内容とは違うということになってしまいます。そうしますと、実際にこの請求書を我々は何を精査させていただければいいのか全く分からない。逆を言うと、これは神崎さんの責任ではございませんが、そういった内容を知りながら、公的機関に証拠書類として提出をするということ自体がいかげなものかなというふうには私思うところでございますが、それについては神崎電機さんに責任がないかもしれませんが、そこで佐山氏のほうからこのままで構わないからと言われてしまったということで、そのほうが書き直したりとかそういった手間もなくて済んだのかなと思いますが、せめて品番、そして正確な数量だけでも変更したほうがよかったと今になって思うような気持ちはございますか。

○委員長（内海まさかず君） 分かりますか。私、よく分からなかったのですけれども。

柳田証人。

○証人（柳田昌広君） こういう場に提出するというのが分かっていたら、ちゃんと正規に作ったと思います。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） ごめんなさい、いろいろと先ほど言った、ちょっと資料を今見直すのであれなのですが、結局は最終的にお支払いいただいたものが478万円であったということで間違いないですね。

○証人（柳田昌広君） 間違いないです。

○副委員長（大浦兼政君） 分かりました。

○委員長（内海まさかず君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 工事は4月頃終わったということですよ、大体が。

○証人（柳田昌広君） おおよそは。

○委員（白石幹男君） おおよそ。11月30日に請求書、これは今の証言ですと、ちょっとでたらめというか、そういう請求書になっているのですけれども、実際入金されたのが令和5年2月21日ですから、工事をして500万円近いお金が入ってこない。これ異常だと思うのですけれども、こういう状況になったのは何か分かっています。

○委員長（内海まさかず君） 柳田証人。

○証人（柳田昌広君） 最後が終わったのが多分9月か10月頃だったと思うのですけれども、和室の部分かな。その後だったので、支払いもあるから大変は大変だったのですけれども。

○委員長（内海まさかず君） 請求はされなかったのですか。最終工事が終わった後、月末後。

○証人（柳田昌広君） 最後全部終わってからでいいかいというような感じだったので。

○委員長（内海まさかず君） それが9月で終わりという形ですよ。

○証人（柳田昌広君） 9月か10月頭かそのくらいだったと思うのですけれども。

○委員長（内海まさかず君） そのときには請求はされていたのですか、ごめんなさい。

○証人（柳田昌広君） それで、書くのでこういうのを下書きで整理していて、このくらいの時期になっちゃったみたいな。

○委員長（内海まさかず君） 11月の末になっちゃったということですね。請求が11月の末になつたと。支払いが2月の末、末ではないけれども、後半なのですから、そのときまでにもっと早く払ってくださいとかいうようなことはお願いはしていない。

○証人（柳田昌広君） できるだけ早く欲しいですとは伝えました。

○委員長（内海まさかず君） そうですか。

小平委員。

○委員（小平啓佑君） また、見積書と手書きの請求の違いなのですから、ルームクリーニングポリッシャーワックス仕上げというのが、見積りは32万円で、手書きのほうは62万円と、大体2倍ぐらいになっているのですが、それはどういうことなのか教えていただければと思います。

○委員長（内海まさかず君） 柳田証人。

○証人（柳田昌広君） 最初はクリーニングとかはプロではないので、頼まれてどうしてもやってくれということで初めやったのですけれども、最初は1週間程度ぐらいで終わるかなと思っていたら、全然もう真っ黒で落ちない状態で、佐山さんのところでポリッシャーとか持っているからということで、それでやっても全然落ちないので、日数が思ったよりも何倍もかかってしまったような感じで、そういうのもあったので、そっちをきれいにすることを優先したいので、いろんな部分がこれはやめましょう、これはやめましょうということで大分減っていったわけです。

○委員長（内海まさかず君） 小平委員。

○委員（小平啓佑君） 手書きのほうには、2人掛ける3とか、3人掛ける4とか、ここの説明をお願いしてよろしいですか。

○委員長（内海まさかず君） 柳田証人。

○証人（柳田昌広君） 2人で最初3日ぐらいやって、あとは3人でも夕方からも夜中10時、11時頃までやっていたのです。それを4日最初行って、それが大体ほかの業者さんが入る前にやっていた部分で、工事とかが一番最初の頃、真っ黒なので、最初にクロスなんか貼ってからではできな

いので、粗削りみたいのをそれやっていて、それで最後のほうで大体仕上がってきた頃に、またもう一回きれいにしてやったのが2人で2日ぐらいと、あとはまたワックスがけとかで3人で2日ぐらい行ったやつかな。

○委員長（内海まさかず君） 小平委員。

○委員（小平啓佑君） そうすると、この上と下だとやった時期が、行った時期が違うということ。

○証人（柳田昌広君） ずれています。

○委員（小平啓佑君） いつといつということでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 柳田証人。

○証人（柳田昌広君） 最初の頃は、多分1月末か2月頭かそのぐらいだと思います。あとは、もう多分本当にある程度仕上がってきてから、だから3月末とか頃だと思います。

○委員長（内海まさかず君） 小平委員。

○委員（小平啓佑君） こちらの2人掛ける3日とか3人掛ける4日とか、この2人、3人というのは自社のスタッフ。

○委員長（内海まさかず君） 柳田証人。

○証人（柳田昌広君） そのとき来てもらった手伝いもいたと思います。全部が自社ではないと思います。

○委員長（内海まさかず君） 小平委員。

○委員（小平啓佑君） 私は建築の分野って詳しくないのですけれども、そのときの来ていただいた方、スタッフというのは、日頃お付き合いされている外注さんとかそういうことですか。

○委員長（内海まさかず君） 柳田証人。

○証人（柳田昌広君） はい、そうです。

○委員長（内海まさかず君） では、ちょっと今の部分で、内装工事、内装ではないな、シンアイさんが床の工事も行っているのです。そして、長尺シートも張っているような、下にやるやつですね、長尺シートもやっているようなのですけれども、新品のところというのはありましたでしょうか。

○証人（柳田昌広君） 新しいところは、ユニットバス解体するよって、ではつってしまったところは、モルタル補修したところは新しく張り替えていますね、もちろん。あとは、和室の中の部分は解体しているから新しいと思います。

○委員長（内海まさかず君） 分かりました。

見積書、請求書に関しては、実態の工事を表していないので、一番表しているのはこれなのでしょうね、手書きの。

松本委員。

○委員（松本喜一君） ちょっと細かいことなのではございますけれども、設備工事の中でガス給湯器取付工事が30万円ですよね。あと、器具から全部やってですか、これは。

○委員長（内海まさかず君） 柳田証人。

○証人（柳田昌広君） 器具本体と工事費、本体とその取り替えの工事費とか、細かい部材込みです。

○委員長（内海まさかず君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） 給湯器は、どのくらいの大きさの給湯器ガスを使ったのでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 柳田証人。

○証人（柳田昌広君） 大きさ、今はちょっと分からないです。

○委員長（内海まさかず君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） 家庭用よりはうんと大きいやつでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 柳田証人。

○証人（柳田昌広君） 一般的な家庭のよりはちょっと大きいと思います。うちで在庫であるやつを
使わせてもらったような感じだったので、それでいいというので。

○委員長（内海まさかず君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） ということは、ちょっと大きな家に使うようなボイラーでということですよ
ね。

○委員長（内海まさかず君） 松本委員、同じことの繰り返しになっているので。

柳田証人。

○証人（柳田昌広君） 住宅用で取ったやつかどうか分からないですけども、ボイラー使うのは住
宅とは限らないので。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） ごめんなさい、先ほど言った実際の工事概要、そして工事見積り内容と
実際の市に提出されたものが違うということは分かりました。ただ、単価に関しては、これが特殊
なものではなく、神崎電機さんの当たり前の単価が記載されているということで理解してよろしい
ですか。ごめんなさい、手書きではなくて、市のほうに提出したもともとのご自分が、佐山氏がこ
れでいいと言った見積り、ちょっとその単価が高いか低いかという話ではないのですが、特別仕様
ではなくて、これが神崎電機さんがつくる一般的な単価であるということは間違いのないこと
でよろしいですか。

○委員長（内海まさかず君） 柳田証人。

○証人（柳田昌広君） 通常やっているような金額だと思います。

○委員長（内海まさかず君） 皆様、ありますでしょうか。

〔発言する者なし〕

○委員長（内海まさかず君） では、最後に私のほうから質問させていただきます。

昨年からいろいろと文書の提供をお願い、百条委員会のほうからさせていただいているのですけ
れども、そのときに、百条委員会が設置されてから、去年の9月からなのですけども、佐山氏と

お会いしながら、このことについてお話をされたことはありますか。

○証人（柳田昌広君） この内容について話してはいたしません。

○委員長（内海まさかず君） ないですか。

○証人（柳田昌広君） はい。

○委員長（内海まさかず君） こんなことで呼ばれているのだ、文書を出せて言われているのだとかいうような相談もされたことはないですか。

○証人（柳田昌広君） それは、一番最初にいただいて、出張から帰ってきて通知が届いていたので、こういうのが来ているのだけれども、どういふのだいというのを電話して、お手数料かけますって言われただけです。

○委員長（内海まさかず君） そうですか。

あと、施主である佐山氏から見積書の書換えだとか請求書の書換え、日付の書換えだとか宛名の書換えとか、そのようなことを頼まれたことはございますか。

○証人（柳田昌広君） そういうのはないです。

○委員長（内海まさかず君） ないですか。

○証人（柳田昌広君） はい。

○委員長（内海まさかず君） では、皆さん締めようと思いますが、よろしいですね。

青木委員。

○委員（青木一男君） ちょっと確認させていただきます。先ほどの中で、見積書なのですが、お手元にあるかと思えます。令和4年5月25日、おありだと思います。これは日付を間違えたのか、それともこの日にしてくださいというふうに指示があったのか、ちょっと確認させてください。

○委員長（内海まさかず君） 柳田証人。

○証人（柳田昌広君） その辺がちょっと分からないので、もしあれば確認してきます。

○委員長（内海まさかず君） すみません。出されたのは柳田証人でよろしいのですよね、この書類を出されたのは。

○証人（柳田昌広君） 先ほど言ったように、こっちは弟が最初作ったので、その日付が5月になってしまっているのは、自分だとちょっと分からない部分があったので。

○委員長（内海まさかず君） 書類を出されたのは弟さんですか、昌広さんですか。

○証人（柳田昌広君） 渡したのは弟だと思います。弟です。

○委員長（内海まさかず君） 出したのは弟さん。

○証人（柳田昌広君） はい。

○委員長（内海まさかず君） そうなのですか。

青木委員。

○委員（青木一男君） 通常弟さんであっても、請求書を出されたのは柳田昌広さんですよ。とい

うことは、ちょっと重複してしまうかもしれませんが、全くこれは分かっていないという形でのよろしいのですか。これ私、代表者の方が把握していないと、やっぱり自分の名前を使うわけですから、これがちょっと、その辺はそういった形で通常やられているのですか。

○委員長（内海まさかず君） 柳田証人。

○証人（柳田昌広君） 設備部分とかを任せてしまっている部分はあって、確認はするのですけれども。あとは、請求書のときは、弟のパソコンからのひな形で、自分が請求書に直したのですけれども、最初の見積りの書いて提出したのは、日付が何でそれになっているのかちょっと今は分かりません。

○委員長（内海まさかず君） 青木委員、分からないということで、もう十分です。

〔「出してくれというわけにはいかない」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） それはもうお願いしております。

では、以上で柳田昌広さんに対する尋問を終了いたします。

柳田昌広さんにおかれましては、長時間にわたり誠にありがとうございました。

ここでご退席をお願いいたします。ご苦労さまでした。

〔柳田昌広証人退室〕

◎その他

○委員長（内海まさかず君） では、次に入りたいと思います。日程第2、その他に入ります。

前回、12月26日の本委員会において決定いたしました証人喚問及び現地調査について、学校法人陽光学園代表清算人、佐山和章氏に対して要請をいたしましたところ、回答がございました。タブレットに配付のとおりでございます。

まず、証人喚問についてですが、前回の委員会でお配りしましたとおり、事前の日程調整の依頼に対しては出頭の意思がないとのことでしたが、12月26日の委員会で決定し、正式に出頭要請をいたしましたところ、それに対しては出頭の意思があるが、2月19日よりも後にしてほしいとの申出がありました。出頭の意思があるということですが、この取扱いについて協議をしていきたいと思っております。

ここで暫時休憩をいたします。

（午前11時22分）

○委員長（内海まさかず君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午前11時35分）

○委員長（内海まさかず君） 代表清算人、佐山和章氏からの申出によると、自身が係争中の案件を

抱えており、その手続や準備があるため、1月19日の証人喚問には出頭できないとのことですが、本委員会といたしましては、この申出については正当な理由ではないと判断したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

それでは、出頭を改めて求めたいと思います。申出には、係争中の案件が2月19日で決着するような記載があります。2月19日が初めです。1回目が2月19日ということで、その準備期間が欲しいとの記載もあります。係争中の案件の日程については佐山氏の都合であり、本委員会としては関係がございません。

一方で、準備期間が欲しいとの申出には考慮の余地もあるように思えます。ということで、日程の再調整を行いたいと思いますが、1月26日、1月27日、1月29日、この3日の期間の中で再度証人喚問の日程調整をしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

なお、佐山氏に対しては、申出は正当な理由に当たらないことと、改めて日程調整の依頼を通知し、その返答があり次第、後日、改めて委員会を開催し、証人喚問の日程を正式に決定いたしたいと思います。

次に、現地調査についてですが、資料に記載のとおり、現地立会いに協力をいただけないこととあります。そうしますと、専門機関に依頼した調査が当初の想定のように進められないということになります。

まず、専門機関との調整について、事務局から説明をお願いしたいと思います。

小林書記、お願いします。

○係長（小林康訓君） それでは、100条の2に基づく調査のほうなのですが、現地に入った上で実施するというふうな想定でございました。しかしながら、申出書によれば協力はいただけないというふうなことでしたので、専門機関のほうにちょっと確認をして、今後どうしたらよいかというふうな相談をさせていただいたところ、既に資料の一部も専門機関のほうにはお送りして、確認もしていただいております。12月26日にもお配りしましたが、タブレットで配付しましたが、専門機関のほうから質問のような形のものも出てきております。これについては、執行部の部分は執行部にお願いをして、ただいま作成していただいている途中になっております。このような状況を踏まえて、専門機関としては、現地に入れないのであれば、もちろん分からないことも多いのは多いというふうなことなのですが、そうはいつでも執行部側の補助金交付申請審査、そういった手続についても指摘できなくはないというふうなお話ですので、引き続き調査のほうは継続していくことは可能だというふうなことでご説明を頂戴しております。

以上になります。

○委員長（内海まさかず君） 専門機関による調査の実施を決定する際にも説明しておりますが、現地調査は建物の所有者である学校法人陽光学園に協力をいただけない限り実施することができません。その要請については、ご対応いただけない。ただし、これを強制することも我々にはできません。なお、専門機関に対しては既に資料の提供を行い、一部確認もしていただいております。12月26日の本会議において配付いたしましたとおり、質問書も送付されている状況となっております。事務局から説明がありましたとおり、専門機関からは、施工実態については現場に入れなければ詳細を解明することは難しいものの、補助金交付に当たって事務的な面の課題を指摘することは可能ではないかとのことであり、何らかの形で報告ができるものとのことでございます。

今後のこの調査の取扱いについてご協議をいただきたいと思いますが、皆様、ご意見いかがでしょうか。

針谷委員。

○委員（針谷育造君） 現地調査ができないというものが、補助金もそこに多額に入っているということになれば、百条委員会ではできないという、これは100条の項目の中にそのような、いわゆる所有者と思われる清算人が拒否すればできないというようなことで示されているのでしょうか、ちょっと分からないので聞きたいのですけれども。

○委員長（内海まさかず君） 100条の中では、そのようなできないという記載はありません。100条の2項によると、調査をすることができると書いてあるだけなので、それに基づいて我々は議決をしましたけれども、相手方があることで、相手方が拒否をされた場合に、100条がそれを突破するだけの権限はそこにはないと思います。

針谷委員。

○委員（針谷育造君） そうしますと、補助事業ということになると、これは税ですね。そういうものさえも調査できる場所というのは、ほかにはあるのですか。例えば監査、監査委員、これは市町村の監査委員ではなくて、会計検査院とかそういうところに申し立てれば、それは可能なのでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 税金が使われていることなので、そういうところに申立てをすることはできると思います。これは我々でなくてもできると思いますが、そこが実際動くかというものは向こうの判断になると思います。

また、行政的に行くならば、監査に対して調査を求めることも議会としてできると思います。もう一つは、行政に対して、これは補助金を交付した主体としてきちんと調査をなさないと、中に入ってなさないとこのことを言うことはできると思いますが、これも行政がやるかどうかということにはなってくるとは思います。

小平委員。

○委員（小平啓佑君） 今の点ですけれども、今日の一つのポイントとしては、神崎電機さんの見積書と請求書が違っていた、見積りと実際の施工が違っていた。実際の施工の確認を令和7年5月でしたか。

○委員長（内海まさかず君） 6月。

○委員（小平啓佑君） 6月でしたか、担当課はしたわけですが、それは実態の施工の確認をしたわけではなくて、見積りの確認を現地でしたということになりますから、前提がもう違ってきますから、きちんとやってくださいということをお私たちが言うことはできるのではないのかなと思うのですが、どうでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） その部分に関しては、100条の報告書の中に記載すべきであろうなどは、ことだと私も思っております。

広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 今日の神崎電機商会さんの請求書については、中身が全くのでたらめであるということでございまして、これ悪く言うと虚偽記載となりかねない。となると、それをもって補助金を請求する一つの資料として提出したということは、これ何らかの罰則があってもしかるべきなのではないかと思うのですが、そういったものを当然佐山氏は知っていると。今日の神崎電機商会の柳田さんのお話では、本人がそれでいいのだということで認めたものでございます。そうしますと、補助金をもらうのに出す書類として不適格であったということが遡ると浮かび上がってくるわけなのですが、それというのは補助金支給要綱等に何かそういった罰則記載というのはありましたっけ。

○委員長（内海まさかず君） では、その件については後で調べさせてください。

大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） 現地調査の件につきましては、我々が入れなかったとしても、再度市で調査を、確認すべきだということは分かったと思います。それは、我々からもう一度再度すべきだと。その際に、第三者機関を連れて行きなさいということ是可以できると思います。

それともう一つ、担当課とも私が話してきた中で、ほかの工事の中、職員室工事で和室の部分、大黒柱ってあったではないですか。市の職員の方に私がその部分を確認しに行ったところ、「大黒柱ないのですよね。実は、分かる職員に聞いたところ、おかしいねという言葉が出たのですよ」と私に言っているのです。ということは、確認後にも不正が行われているかもしれないということをお今担当者は理解をしているのです、実は。それであるならば、もう一度再調査を基に第三者機関を連れていくのが市の責務だと思います。この前のような見積書が違っていた、請求書が違っていたということが発覚した以上、もう一度しっかりした目、厳しい目で、しっかり工事が行われたかを確認するのが行政の務めだと思っております。

○委員長（内海まさかず君） それをさせるのが私たちの務めです。

広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 副委員長の今のご意見、至極ごもっともだと思います。多くの業者の証言から、かなり不可解な点が浮き彫りになってきているのも事実でございますので、もう一度、副委員長のおっしゃるとおり、行政が外部調査の依頼日に、中、内部が見られるように働きかけていただくように、当委員会の意見として所管行政にお伝えいただきたいと希望します。

○委員長（内海まさかず君） 恐らくその件に関しては皆さん一致していると思いますので、そういうふうにしていきたいと思います。

この第三者による調査、中には入れないけれども、書類上の審査もしていただけるということなのですけれども、そのことについて調査を継続していくということで、皆様、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

なお、今後の調査の進め方については、正副委員長にご一任願います。

これで終わろうと思うのですけれども、その他ないのだったら、皆様、何かございますでしょうか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 正式な見積書、今日の1月から工事が始まって、その前に見積書類出しているはずだということで、もう一回それは出せと要請するというところでよろしいのですかね。

○委員長（内海まさかず君） そうですね。文書でしないと駄目ですかね。一応やり取りの中では、お願いしますとは言いましたけれども。

大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） 先ほど休憩のときに確認をしてほしいという部分と、皆さんの記憶の確認をさせていただきました。年度またぎに対する申請が問題があるのかないのか、その部分って今現在の状況で報告できることがあればお願いしたいのですが。

○委員長（内海まさかず君） 事務局何か。

小林書記。

○係長（小林康訓君） 今分かった範囲で申し上げますと、国の補助金要綱の中の記載のところに書いてあることをそのまま読み上げます。開所準備経費については、令和4年度に支払われたものに限るというふうな記載がございます。プラス、その補助金に関して、県と打合せをした打合せ記録の中に記載がありますが、そこには今年度中にかかった費用については今年度中に申請を行うことというふうな記載があります。それが今読み上げたままで、この解釈をどうするかというふうなところまでは、ちょっと担当課も含めてまだ分からないというふうなのが今の状況です。

○委員長（内海まさかず君） ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

◎閉会の宣告

○委員長（内海まさかず君） 以上をもちまして委員会を閉会いたします。
お疲れさまでした。

（午前11時49分）